

主な指摘事項【居宅介護支援】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	<p>契約書及び重要事項説明書等(以下、契約書等)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針について記載すること。 ・職員の職務の内容について記載すること。 ・事業所の営業日・営業時間について、実際の営業日・営業時間との間で齟齬が見られたため、実際の内容を記載すること。 ・通常の事業の実施地域外の利用者について、サービスを提供する場合の交通費等を記載すること。 ・指定居宅介護支援に係る利用料の支払いを受けた場合(償還払い)について、利用者に対して指定居宅介護支援提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・サービス提供の記録について、保管期間を5年間に修正すること。 <p>指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、下記の内容について記載した文書を交付して説明を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること。 ・利用者は指定居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。 	9件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、変更届についても提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業日及び営業時間について、実際の休業日及び営業時間との間で齟齬が見られたため、実際の内容を記載すること。 ・通常の事業の実施地域外の利用者に対するサービスを提供する場合の交通費等の金額について、実際の内容と金額との間で齟齬が見られたため、実際の内容を記載すること。 ・通常の事業の実施地域について、実際の実施地域との間で齟齬が見られたため、実際の内容を記載すること。 	6件
運営	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること(ハラスメント)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。 	5件
運営	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての従業者について、利用者又はその家族の秘密保持等にかかる誓約書を徴していないため、漏れなく徴して事業所に保管しておくこと。 	2件
運営	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合に速やかに対応するために、事故の状況及び事故に際して採った処置等に関する記録様式等を整備し、定期的に従業者に周知させること。 	2件
運営	運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修について、すべての従業者に対し年2回以上実施し、その記録を保管すること。 ・事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 	7件
介護給付費の算定及び取扱い	運営基準減算	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、以下について文書を交付して説明を行っていない場合には、運営基準減算を適用するものとされている。 <ul style="list-style-type: none"> ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。 ②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。 ③前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合 上記内容について文書を交付して説明を行っていない利用者が見られたため、上記内容について文書を交付して説明を行っていない利用者(③については令和3年4月以降の新規利用者)を自主精査の上、運営基準減算を行うこと。 	3件

計34件